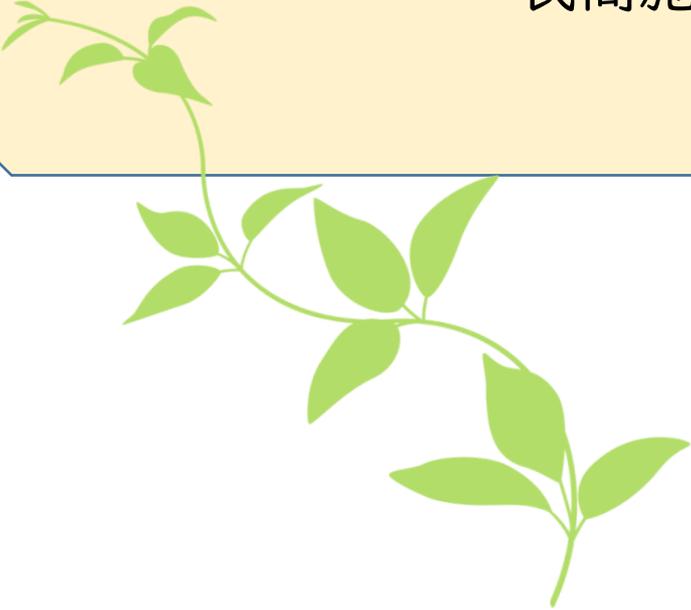


不登校児童生徒の

「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン

～民間施設の利用に関わって～



令和6年4月

甲州市教育委員会

【目次】



I. 策定までの経過	2
II. 不登校支援にあたっての学校と教育委員会の取組	3
III. 民間施設の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン	4
IV. 指導要録上の出席の取り扱いについて	7
V. 「指導要録上の出席扱い」とするまでの手続き等の流れ	8
VI. 関係資料	
◇主な関連法令・通知	10
① 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律（概要）	11
② 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する基本方針（概要）	13
③ 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」	15
④ だれ一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）	27
◇国の不登校児童生徒への支援施策	31



I. 策定までの経過

近年、不登校児童生徒数は増加し続け、令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査結果」では、小中学校での不登校は24.5万人、高校と合わせると30万人を超えることが報告されています。不登校児童生徒数は平成25年度から増加を続け、毎年過去最多を更新し続けており、教育現場においては喫緊に取り組むべき課題となっています。

このような状況の中、不登校の児童生徒の支援を進めることを目的とし、平成29年2月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）が施行されました。また、令和元年には、それまで文部科学省から出されていた不登校施策に関する通知が整理され、「不登校児童生徒への支援の在り方について」が通知されました。同通知では、不登校支援について「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会に自立することを目指す必要があると述べられています。また、「既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること」「児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、民間施設（フリースクール）、中学校夜間学級での受け入れなど、様々な関係機関を活用し社会的自立への支援を行うこと」とも記されています。

さらに、令和5年3月には「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）について」が通知され、不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境整備、個々のニーズに応じた受け皿を整備することも求められました。

本市においても、全国と同様に不登校児童生徒数は毎年増加し続けています。令和4年度には「児童生徒支援協議会」を立ち上げ、不登校対応について理解を深めるとともに、市内の状況を踏まえながら対応策についても情報を共有してきました。その際、「児童生徒支援ブック」や「登校支援シート」を活用するなど、少しでも児童生徒の登校に結びつくよう、甲州市として独自の取り組みにも力を入れているところです。各校では、不登校児童生徒への支援のため、本人や保護者の思いに寄り添いながら、スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・医療関係・福祉関係等、関係諸機関と連携し、支援を進めてまいりました。また、本市が設置する教育支援センター「陽だまり教室」においては、居心地の良い居場所の中で、仲間や支援員との関わりを通して登校復帰に向けた支援を行っているところでもあります。しかし、増え続ける不登校児童生徒の「教育機会の確保」に向け、これまで以上に関係機関との連携が必要となっています。

Ⅱ. 不登校支援にあたっての学校と教育委員会の取組

【学校の主な取り組み】

- 各学校では、児童生徒が不登校になってからの事後的な取り組みとならないよう、児童生徒が不登校にならない魅力ある学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することが重要です。
- WEBQU の実施を通して、児童生徒の実態を適切に把握し、児童生徒の理解に努めるとともに、学級経営等を充実させ心理的安全性を備えた集団作りに向け、発達支持的生徒指導に努めています。
- 休みが目立ち始めた児童生徒に対し、管理職を含めて早めに情報を共有するとともに、家庭訪問を実施し、学校との関係を切らさないように取り組んでいます。また、その際には、「甲州市児童生徒支援ブック」の対応を基本としています。
- 学校長のリーダーシップの下、校内の教職員はもとより、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、市の福祉総合支援課等、様々な専門家や専門的機関と連携し、組織的・継続的な支援を行っています。
- 教室復帰へのステップアップの場として、校内の別室での指導を実施し、段階的に教室に戻れるような取り組みを考えています。
- 職員会議等を活用しながら、児童生徒の情報共有を定期的に行い、全職員で児童生徒の理解に努めています。また、進学等の際には切れ目のない接続をするために、情報交換を行い、保育園・幼稚園-小学校-中学校-高等学校との連携を充実させる取り組みを行っています。小中間においては、「登校支援シート」を用いて有効な支援を検討するとともに、継続的な支援を行っています。

【教育委員会の主な取り組み】

- 「不登校等の長期欠席概況調査報告」「登校支援シート」及び各校からの報告により、市内の児童生徒の状況把握に努め、学校が関係機関と効果的な連携を図ることができるよう、支援体制の構築を支援しています。
- 不登校にかかわる調査を分析しながら、甲州市の児童生徒の抱える課題を把握し、早期の対応を学校に依頼したり、会議を開催したりするなどの取り組みを行っています。
- SC、SSW、福祉総合支援課、児童相談所等の関係諸機関と連携するとともに、市教育支援センター「陽だまり教室」との連携も強化し、不登校支援の充実を図っています。
- 民間施設等とも連携する中で、多様な教育機会を確保するよう努めていきます。
- タブレット端末の活用等、ICT教育を推進し、不登校の要因の1つである学習不振の対策に取り組んでいきます。

- 基本的な生活習慣の確立を目指すとともに、「家庭教育・子育て Q&A 家庭学習の手引き」を活用し、家庭と連携して家庭学習の強化を図っています。
- 「甲州市児童生徒支援ブック」の活用を促し、体系的な支援が組織的に行われるよう取り組んでいます。
- 各校の教育課程には、SOS の出し方に関する教育を明記し、確実に実施する中で、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に努めていきます。
- 各校と連携を密にしながら、市教育委員会と学校が連携をする中で、児童生徒一人ひとりの社会的自立を目指し、同一歩調で取り組んでいます。

Ⅲ. 民間施設の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン

1. 策定の趣旨

平成 29 年 2 月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）では、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことが示された。不登校児童生徒の最善の利益を最優先に考えた支援を行うことが重要であり、登校という結果のみを目標にするのではなく、当該児童生徒らが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要がある。

本市でも、民間施設（フリースクール）等（以下「民間施設」という）で支援を受けている児童生徒がおり、学校や市教育委員会と民間施設が連携・協力しながら、児童生徒の社会的自立に向けた支援をすることが重要となってくる。

このような状況を鑑み、民間施設を利用する不登校児童生徒の個々の状況を踏まえつつ、指導要録上の出席扱いについて判断する際の目安となるガイドラインを策定する。本ガイドラインは民間施設について評価するという趣旨のものではなく、民間施設において相談・支援を受けている不登校児童生徒を、指導要録上の出席として取り扱うにあたり、個別の判断を行う際に留意すべき点を示したものである。これに沿って対応することで、児童生徒個々の状況に応じた適切な支援を行うことができるようになり、「教育の機会の確保」、更には「社会的自立」につながっていくものとする。

2. ガイドラインの活用にあたって

判断に際しては、児童生徒の状況及び地域の実態等を考慮し、民間施設の訪問等を通して、児童生徒の安全・安心が確保された施設であること、活動内容を十分に把握したうえで、当該施設における支援が児童生徒の社会的な自立につながっていること等を、総合的に判断することが求められる。

児童生徒を取り巻く保護者・学校・民間施設は、本ガイドラインを参考としながらその実態把握に努めるとともに、支援にあたり相互の連携・協力、円滑な情報の共有を図らなければならない。

3. 文部科学省の出席扱い等の要件

(1) 施設の目的

不登校児童生徒に対し社会的に自立することをめざすための相談・指導を行うことを主たる目的としていること。

(2) 実施主体について

実施者（法人・個人は問わない）が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

(3) 事業運営の在り方と透明性の確保について

著しく利益本意ではなく、入会金・授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者に情報提供がなされていること。

(4) 相談・指導の在り方について

- ①不登校児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われており、体罰などの不適切な指導や人権侵害が行われないこと。
- ②我が国の義務教育制度を前提としたカリキュラムとなっていること。
- ③受け入れにあたっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ④相談や指導について、その内容や方法が明示されていること。
- ⑤指導内容・方法・相談手段及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、個々に応じた適切な相談・指導が行われていること。
- ⑥児童生徒の学習支援等の状況について、保護者等に情報提供がなされていること。

(5) 相談・支援スタッフについて

- ①相談・支援スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ②専門的なカウンセリング等を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあっていること。
- ③宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該民間施設の活動を行うにふさわしい資質を備えたスタッフが配置されていること。

(6) 施設・設備について

- ①各民間施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有していること。

②特に、宿泊による指導を行う民間施設にあっては、宿舎を始め児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設・設備を有していること。

(7) 学校、教育委員会、民間施設との関係について

- ①不登校児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家族を支援するために必要な情報等を定期的に交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ②児童生徒への相談・指導等の経過や児童生徒の学習状況などが記録され、学校が指導要録や成績表を作成するための資料を定期的に学校へ提出できる体制が整っていること。
- ③学校や市教育委員会から求めがあった場合には適切な情報提供を行うことができること。
- ④児童生徒に係る個人情報について、適切な管理がなされていること。
- ⑤指導要録上の出席について判断をする際は、学校及び教育委員会が民間施設見学を行うとともに、通所している児童生徒の通所状況及び活動状況について情報提供を受けること。
- ⑥不登校児童生徒が学校復帰を希望した場合には、民間施設がその気持ちに寄り添い、学校と連携しながら復帰に向けた相談・指導が行われていること。

(8) 保護者との関係について

- ①保護者と学校の間に関係が保たれていること。
- ②民間施設は指導経過等を保護者に定期的に連絡するなど、両者に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ③特に、宿泊による指導を行う民間施設にあっては、たとえ当該民間施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

4. 留意事項

- (1) 民間施設における学習計画や内容が、当該児童生徒が在籍する学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に文章による記録をしたり、学習の状況を本人や保護者に伝えたりすることにより、当該児童生徒の学習意欲を喚起し、自立を支援するものとなるよう留意すること。

IV. 指導要録上の出席の取り扱いについて

出席扱い等の要件を満たした場合、市で運営する教育支援センターと同様に、「指導要録上の出席扱い」とすることができる。指導要録には、出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した市の教育支援センター又は民間施設の名称を記入すること。またこの場合、保護者の申し出により在籍する学校が通学証明書を発行することができる。

一方で、これはあくまでも「指導要録上の出席扱い」であるため、当該児童生徒が学校に登校していない場合、これまで同様「出席簿」上は欠席となり、毎月の長欠調査や生徒指導上の諸課題調査等では不登校児童生徒として計上する。

◇民間施設の利用を「指導要録上の出席扱い」とする際の指導要録への記入について
指導要録には出席日数の内数として、出席扱いした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

例：出席扱い 25日（教育支援センター「〇〇〇」20日・民間施設「〇〇〇」5日）

V. 民間施設での相談・支援等を指導要録上の出席扱いとするまでの手続き等の流れ

1 児童生徒およびその保護者からの申請書の提出

民間施設を利用している児童生徒およびその保護者が、施設で受けた相談・指導等を指導要録上の出席扱いとすることを希望する場合、施設とご相談の上、学校に連絡してください。学校から（様式 1-A）「指導要録上の出席扱いに関するガイドラインに基づく申請書」【保護者記入】と（様式 1-B）「施設の事業内容・指導方針・運営団体の概要等」【民間施設記入】をお渡しします。

保護者（本人）と民間施設の両方で申請書（様式 1-A・B）を作成し、保護者が学校長に提出してください。提出の際、事前調査を行わせていただきますので、可能な限り保護者とお子さんでお越しください。



2 ガイドラインに基づいた調査

申請書が提出された後、市教育委員会と学校で調査を行います。



3 出席扱いの可否の判断

調査結果をもとに、ガイドラインに示された要件を満たしているか、市教育委員会で協議します。協議結果を学校長に通知し、それを踏まえて学校長が出席扱いの可否を判断します。結果については学校長より保護者等及び民間施設、市教育委員会に通知します。

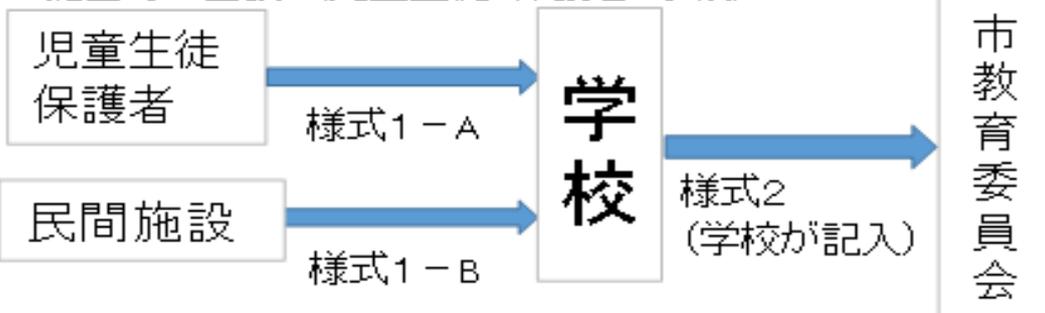


※申請から出席扱いの判断まで、ある程度の時間を要することが予想されます。そのため、校長が出席扱いとした場合には、保護者が学校に申請した日に遡って出席扱いとします。

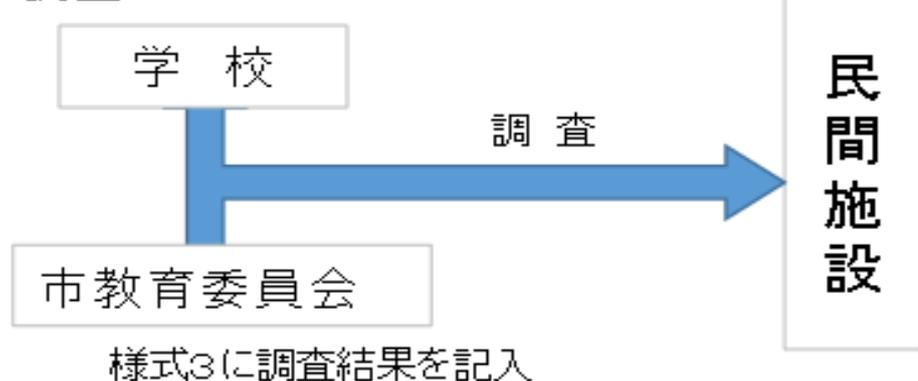
※出席扱いとすることになればそれで終わり、ということではありません。むしろ、出席扱いとすることは「保護者・民間施設・学校の三者が連携して、不登校の状態にある児童生徒を支援していくことのスタートラインに立った」と捉え、どのような指導を行ったのか、どんな学習に取り組むことができたのか、将来を見据えどのような支援を行っていくべきなのか等、家庭・学校・民間施設で情報交換を行い、より効果的な支援を行えるよう連携することが必要です。それぞれの立場で、児童生徒にとって最適な支援を行えるよう努めていきましょう。

1 申請書の提出

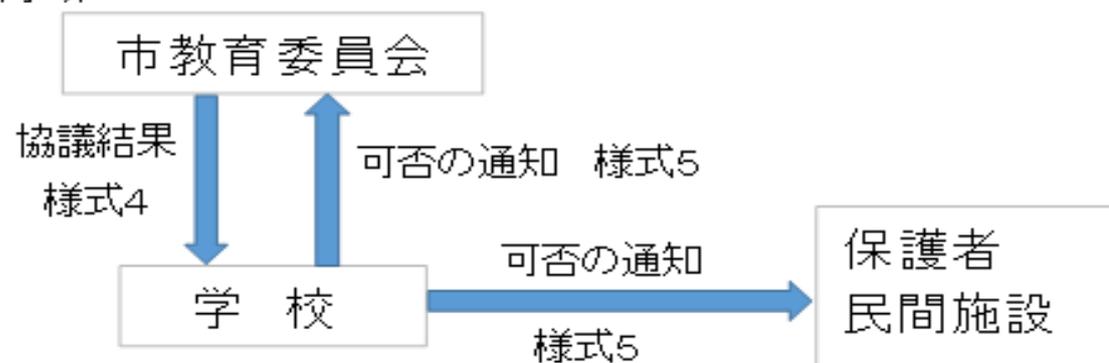
提出時に面談（児童生徒・保護者・学校）



2 調査



3 判断



VI. 関係資料

【主な関連法令・通知】

1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する

法律

施行日：平成 29 年 2 月 14 日

○不登校の児童生徒に学校外での多様な学びの確保（公立の教育支援センターや民間のフリースクール、特別な教育課程をもつ不登校特例校など）、学校以外の教育機会を確保する施策を国と自治体の責務とし、必要な財政支援に努めるよう求めている。

2 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する

基本指針

平成29年3月31日 文部科学大臣決定

○教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

3 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

元文科初第698号 令和元年10月25日

○基本的な考え方として、「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」としている。

※本通知は、これまで文部科学省から通知されていた「登校拒否問題への対応について」（平成4年）、「不登校への対応の在り方について」（平成15年）、「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（平成17年）及び「不登校児童生徒への支援の在り方について」（平成28年）にかわるもので、これまでの通知は本通知をもって全て廃止。

4 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について(通知)

4文科初第2817号 令和5年3月31日

○生徒指導上の喫緊の課題である不登校児童生徒の状況を受け、文部科学大臣の下「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLO プラン)を取りまとめた。

※本プランは、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知)等において示されている不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方を変更するものではない。

1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に

関する法律 (概要)

施行日:平成29年2月14日

一 総則(第1条~第6条)

【目的】 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

【基本理念】

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

二 基本方針(第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

三 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

四 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる

五 教育機会の確保等に関するその他の施策(第16条～第20条)

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

2 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）

平成29年3月31日

文部科学大臣決定

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置付け
- 基本的な考え方
 - ・不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ◆魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
 - ◆不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
 - ◆就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
 - ◆不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
 - ◆不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと等
 - ・夜間中学等における就学の機会の提供等
 - 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
 - ・国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - 魅力あるより良い学校づくり
 - いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ・個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等
 - ・不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援 等
 - ・不登校等に関する教育相談体制の充実
 - 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関すること

- 夜間中学等の設置の促進等
 - ・設置の促進 ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第 15 条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
 - ・既設の夜間中学等における教育活動の充実
 - ・自主夜間中学に係る取組
- 夜間中学等における多様な生徒の受入れ
 - 義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等 ○ 国民の理解の増進
- 人材の確保等 ○ 教材の提供その他の学習支援
- 相談体制等の整備

3 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」

元文科初第 698 号 令和元年10月25日

不登校児童生徒への支援につきましては、関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。

こうした中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下「法」という。)が平成 28 年12月14日に公布され、平成29年2月14日に施行されました(ただし、法第4章は公布の日から施行。)

これを受け、文部科学省におきましては、法第7条に基づき、平成29年3月31日、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を策定したところです。さらに、法の附則に基づき、平成30年12月から「不登校に関する調査研究協力者会議」及び「フリースクール等に関する検討会議」において法の施行状況について検討を行い、令和元年6月21日に議論をとりまとめました。

本通知は、今回の議論のとりまとめの過程等において、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめたものです。文部科学省としては、今回の議論のとりまとめを踏まえ、今後更に施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれましても、教職員研修等を通じ、全ての教職員が法や基本指針の理解を深め、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めるとともに、下記により不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図っていただくようお願いいたします。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人の長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

なお、「登校拒否問題への対応について」(平成4年9月24日付け文部省初等中等教育局長通知)、「不登校への対応の在り方について」(平成15年5月16日付け文部科学省初等中等教育局長通知)、「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」(平成17年7月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知)及び「不登校児童生徒への支援の在り方について」(平成28年9月14日付け文部科学省初等中等教育局長通知)については本通知をもって廃止します。

記

Ⅰ 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

2 学校等の取組の充実

(1) 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート(参考様式)」(別添 1)(以下「シート」という。)を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また、校務効率化の観点からシートの作成に係る業務を効率化するとともに、引継ぎに当たって個人情報の取扱いに十分留意することが重要であること。

なお、シートの作成及び活用に当たっては、「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」(別添 2)を参照すること。

(2) 不登校が生じないような学校づくり

① 魅力あるよりよい学校づくり

児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要であること。

② いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。また教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であること。

③ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが望まれること。

④ 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築

社会総掛かりで児童生徒を育てていくため、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要であること。

⑤ 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう、学校や地域における取組を推進することが重要であること。

(3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

① 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

② 早期支援の重要性

不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。

③ 効果的な支援に不可欠なアセスメント

不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。

④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

学校においては、相談支援体制の両輪である、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。

⑤ 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け

学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があること。また、家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。

なお、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない等の場合は、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対応が必要であること。

⑥ 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

⑦ 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制

不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。

⑧ 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さないき然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で学級替えを柔軟に認めるとともに、転校の相談に応じることが望まれること。

保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること。また、欠席日数が長期にわたる不登校児童生徒の進級や卒業に当たっては、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要であること。

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別記 1 によるものとし、高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」（平成 21 年 3 月 12 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）によるものとする。

また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記 2 によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添 3）を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

また、体験活動においては、児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等が期待されることから、青少年教育施設等の体験活動プログラムを積極的に活用することが有効であること。

(5) 中学校等卒業後の支援

① 高等学校入学者選抜等の改善

高等学校入学者選抜について多様化が進む中、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、これを適切に評価することが望まれること。

また、国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用について、やむを得ない事情により不登校となっている生徒が在学中に受験できるよう、不登校生徒や保護者に対して適切な情報提供を行うことが重要であること。

② 高等学校等における長期欠席・中途退学への取組の充実

就労支援や教育的ニーズを踏まえた特色ある高等学校づくり等も含め、様々な取組や工夫が行われることが重要であること。

③ 中学校等卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援

中学校時に不登校であり、中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者等に対しては、多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿が必要であること。また、関係行政機関等が連携したり、情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要であること。

④ 改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援

不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者については、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」（平成 27 年 7 月 30 日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）に基づき、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることから、夜間中学が設置されている地域においては、卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること。

3 教育委員会の取組の充実

(1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組

教育委員会においては、学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要であること。

(2) 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等

① 教員の資質向上

教育委員会における教員の採用・研修を通じた資質向上のための取組は不登校への適切な対応に資する重要な取組であり、初任者研修を始めとする教職経験に応じた研修、生徒指導・教育相談といった専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていくことが必要であること。また、指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性と連動した学校教育への更なる理解を図るといった観点からの研修も重要であること。

② きめ細やかな指導のための適切な人的措置

不登校が生じないための魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、児童生徒一人一人に対してきめ細やかな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要であること。また、異校種間の人事交流や兼務などを進めていくことも重要であること。

不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要があること。そのためにも日頃より各学校の実情を把握し、また加配等の措置をした後も、この措置が効果的に活用されているか等の検証を十分に行うこと。

③ 保健室、相談室や学校図書館等の整備

養護教諭の果たす役割の大きさに鑑み、養護教諭の複数配置や研修機会の充実、保健室、相談室及び学校図書館等の環境整備、情報通信機器の整備等が重要であること。

④ 転校のための柔軟な措置

いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因となっている場合には、市区町村教育委員会においては、児童生徒又は保護者等が希望する場合、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定変更や区域外就学を認めるなどといった対応も重要であること。また、他の児童生徒を不登校に至らせるような深刻ないじめや暴力行為があった場合は、必要に応じて出席停止措置を講じるなど、き然とした対応の必要があること。

⑤ 義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善

義務教育学校等において 9 年間を見通した生徒指導の充実等により不登校を生じさせない取組を推進することが重要であること。また、小中一貫教育を通じて蓄積される優れた不登校への取組事例を広く普及させることが必要であること。

⑥ アセスメント実施のための体制づくり

不登校の要因・背景が多様・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントを行うことが極めて重要であること。そのためには、児童生徒の状態によって、専門家の協力を得る必要があり、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・派遣など学校をサポートしていく体制の検討が必要であること。

(3) 教育支援センターの整備充実及び活用

① 教育支援センターを中核とした体制整備

今後、教育支援センターは通所希望者に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援、シートのコンサルテーションの担当など、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されること。

また、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。そのため、都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、「教育支援センター整備指針(試案)」(別添 4)を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し必要な施策を講じていくことが求められること。

市区町村教育委員会においては、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であり、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力の下に運営する公

民協営型の設置等も考えられること。もとより、市区町村教育委員会においても、「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。その際には、教育支援センターの運営が不登校児童生徒及びその保護者等のニーズに沿ったものとなるよう留意すること。

なお、不登校児童生徒への支援の重要性に鑑み、私立学校等の児童生徒の場合でも、在籍校と連携の上、教育支援センターの利用を認めるなど柔軟な運用がなされることが望ましいこと。

② 教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。

(4) 訪問型支援など保護者への支援の充実

教育委員会においては、保護者に対し、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関する情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。また、プライバシーに配慮しつつも、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。

(5) 民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのために、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること

(別記1)

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において

相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

2 出席扱い等の要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

(1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(2) 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」(別添3)を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

(3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

(4) 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に答え、自立を支援する上で意義が大きいこと。なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・

観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

3 留意事項

(1) 義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組がもとより重要であること。すなわち、児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することが重要であること。

(2) 不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。その際、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

4 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

(別添3)

民間施設についてのガイドライン(試案)

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験を持ち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設,設備について

- ① 各施設にあっては,学習,心理療法,面接等種々の活動を行うために必要な施設,設備を有していること。
- ② 特に,宿泊による指導を行う施設にあっては,宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設,設備を有していること。

6 学校,教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上,学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど,学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど,家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に,宿泊による指導を行う施設にあっては,たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても,保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

4 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について(通知)

4 文科初第 2817 号 令和 5 年 3 月 31 日

不登校児童生徒への支援につきましては、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきておりますが、近年、不登校児童生徒数が増加し続け、令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、小学校及び中学校で約 24.5 万人、高等学校を合わせると約 30 万人に上り過去最高となるなど、生徒指導上の喫緊の課題となっております。また、同調査からは、90 日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約 4.6 万人に上ることも明らかとなっております。

こうした状況を受けて、文部科学省では、このたび永岡文部科学大臣の下、別添のとおり、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLO プラン)を取りまとめました。

文部科学省としては、本プランも踏まえ、今後順次、不登校対策の一層の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれても、関係部局、地域社会、各家庭、NPO やフリースクール関係者等とも連携しながら、本プランも踏まえ、取組の一層の充実にも努められるようお願いいたします。

また、本プランに係る取組のうち、とりわけ下記の取組については、速やかに推進していくことが重要と考えておりますので、貴職におかれましても、下記の取組の速やかな推進に努めていただきますようお願いいたします。

さらに、文部科学省では、今後、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を設置し、本プランの進捗状況を管理するとともに、取組の不断の改善を図っていく予定です。

なお、本プランは、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年 10 月 25 日付け文部科学省初等中等教育局長通知)等において示されている不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方を変更するものではないことを申し添えます。

本件については、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

記

1. 不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備

児童生徒が不登校になった場合でも、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備するとともに、教育支援センターが地域の拠点となって、児童生徒や保護者に必要な支援を行うことが重要であること。

(1) 不登校特例校の設置

不登校児童生徒を受け入れる不登校特例校については、令和5年3月現在、全国で21校の設置に留まっているが、文部科学省では今後早期に全ての都道府県・政令指定都市に設置されることを目指すとともに、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校の設置がなされることを目指しており、各設置者においても、分教室型を含めた設置に向けた取組が期待されること。

各都道府県においては、自ら不登校特例校を設置するほか、域内の市町村において不登校特例校の設置に向けた意向があった場合の相談・支援や、市町村間の連絡・調整など域内全体の不登校児童生徒を支援できるよう、広域の地方公共団体として積極的な役割を果たすことが求められること。

さらに、不登校特例校の運営にあたっては、不登校児童生徒への支援の知見や実績を有するNPOやフリースクール等の民間施設との人事交流等を通して、必要な体制の構築やノウハウの共有を行うとともに、他の学校に対しても、不登校児童生徒への支援に関する助言やノウハウの普及を行うことが望まれること。

なお、文部科学省では、不登校特例校の設置促進に係る補助事業について、近日中にその再公募を開始する予定であり、詳細については追って通知する。

また、今後文部科学省においては、設置事例や支援内容等について全国に示すとともに、不登校特例校設置に当たり様々な課題について相談や助言が受けられるよう、実際に不登校特例校の設置や運営・教育活動に関わった実績を有する者を、不登校特例校の設置を希望する地方公共団体や学校法人の要請に応じて派遣することを検討しており、詳細については追って通知する。

(2) 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置

自分の学級に入りづらい児童生徒については、学校内に、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境があれば、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待される。

このため、各学校において、支援スタッフ等の活用や学校ボランティア等の協力も得つつ、空き教室や空いているスペースを利用する等して、こうした機能を有する校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）を設置することが望まれること。

(3) 教育支援センターの支援機能等の強化

教育支援センターには、不登校児童生徒本人への支援に留まらず、その保護者が必要とする相談場所や保護者の会等の情報提供や、域内の様々な学びの場や居場所につながるができるようにするための支援等を行うことが期待されること。

また、不登校児童生徒への支援の知見や実績を有する NPO やフリースクール等の民間施設のノウハウを取り入れた支援が行えるよう、業務委託や人事交流等を通じた NPO やフリースクール等との連携を強化することも効果的であると考えられること。

(4) 教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施

不登校により自分の教室で授業を受けられない場合であっても、自宅等で1人1台端末等を用いて配信された教室の授業を受講する等の支援により、学習の遅れを取り戻すことが期待される。

この場合、我が国の義務教育制度を前提としつつ、不登校児童生徒が一定の要件¹※を満たした上で、自宅等において ICT 等を活用した学習活動については、可能な限り、指導要録上出席扱いとするとともに、本人の進学等の意向等を考慮し、学習評価を行い、その結果を評定などの成績評価に反映することが望ましいこと。

- 1 ※「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知)別記2参照 https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf

(5) 柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめや教員による体罰や暴言等の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合、こうした問題の解決に真剣に取り組んだ上で、適切な教育的配慮の下に学級替えや転校の措置を活用することも可能であり、児童生徒又はその保護者が希望する場合には丁寧な相談を行うことが求められること。

(6) 高等学校等の生徒を含めた支援

高等学校等の段階においても、不登校の生徒が多数に及ぶこと等を踏まえ、切れ目のない不登校対策を行っていくことが重要であること。中学校卒業後に高等学校等に進学した生徒が悩みを抱える場合に、小・中学校のように学校でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談ができず支援が途切れてしまう場合があり、このため、各都道府県においては、従前から措置している電話・SNS等を活用した相談事業や令和5年度より新たに措置されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのオンラインを活用した支援のための配置を活用して、小・中学校の児童生徒のみならず、高等学校等の生徒等への支援を行うことが求められること。

また、各学校及びその設置者においては、児童生徒の進学や転校等にあたっては「児童生徒理解・支援シート」等を活用し、必要な支援の内容等が個人情報の保護に留意しつつ適切に進学先等に引き継がれるようにすることが求められるとともに、高等学校等を含め、引き継がれた進学先等においては、当該シートを活用して、適切な支援や配慮を行う必要があること。

(7) 改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援

不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者については、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」(平成27年7月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)に基づき、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とす

ることが適当であることから、夜間中学が設置されている地域においては、卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること。

2. 不登校児童生徒の保護者への支援

不登校児童生徒の早期支援のためには、その保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるようにすることが重要である。このため、教育委員会等において域内の教育支援センターや相談機関、保護者の会、フリースクール等の民間施設や多様な居場所等に関する相談窓口を設け、必要な情報を整理し提供することが求められること。また、学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用するとともに、保護者の不安を和らげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を重層的に支援することが望ましいこと。

なお、文部科学省において、教育委員会等が域内の教育・相談機関等の情報をまとめて提示するための様式例を示すことを予定しており、詳細については追って通知する。

3. 早期発見・早期支援のための福祉部局と教育委員会との連携強化

児童生徒の心身の状態の変化の早期発見や、児童生徒や保護者の包括的な早期からの支援のため、地方公共団体の福祉部局と教育委員会との連携を強化することが求められること。その際、教育委員会と福祉部局が協働し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた教職員向けの研修会を実施したり、保護者向けの学習会等を開催したりすることも考えられること。

また、福祉部局と教育委員会との人事交流や併任発令等を通じた連携強化も効果的であると考えられること。

4. 学校の風土の「見える化」

学校の風土と欠席日数の関連を示す調査研究があり、学校評価の仕組みを活用して、児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気把握し、関係者が共通認識を持って取り組むことにより、安心して学べる学校づくりを進めることが期待されること。

なお、文部科学省において、学校の風土等を把握するためのツールを整理し、示すことを検討しており、詳細については追って通知する。

【国の不登校児童生徒への支援施策】

1 教育支援センター（適応指導教室）の設置の推進

不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター（適応指導教室）」の設置を推進（令和元年度：1,527 施設（H30：1,449 施設））

2 不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化

（不登校特例校）

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成

【特区措置を平成 17 年7月6日付け初等中等教育局長通知により全国化】

3 不登校児童生徒に対する支援推進事業

不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や学校以外の場における不登校児童生徒の支援を推進

【令和2年度に創設】

4 教育相談体制の充実

不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制の強化に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置やSNS等を活用した相談体制の構築を推進

5 指導要録上の出席扱いについての措置等

小・中・高等学校の不登校児童生徒が教育支援センター（適応指導教室）や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてICT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは指導要録上「出席扱い」にできる

【令和元年 10 月 25 日付け通知（義務教育）】【平成 21 年3月 12 日付け通知（高等学校）】

指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度（いわゆる「学割」）を適用

【平成5年3月 19 日付け通知（義務教育）】【平成 21 年3月 12 日付け通知（高等学校）】